

○ 京都市旅館業施設建築等指導要綱

昭和59年4月2日制定
平成5年9月16日改正
平成6年5月6日改正
平成7年3月28日改正
平成8年5月24日改正
平成9年4月1日改正
平成10年4月1日改正
平成11年4月1日改正
平成25年5月27日改正
平成28年11月21日改正
平成29年7月31日改正
令和元年8月20日改正
令和2年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、善良の風俗及び良好な住環境の保持、青少年の健全な育成並びに旅館業の適正な運営の確保を図るため、本市の区域内における旅館業施設の建築等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次項で定めるもののほか、旅館業法（以下「法」という。）及び京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業施設 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の用に供する施設をいう。
- (2) 建築 建築基準法第2条第13号から第15号までに掲げる建築、大規模の修繕又は大規模の様替をいう。
- (3) 建築主等 建築基準法第6条第1項の規定による確認を受け、旅館業施設を建築し、又は旅館業施設以外の施設の用途を変更して旅館業施設としようとする者をいう。

(構造等の基準)

第3条 旅館業施設は、法、旅館業法施行令、旅館業法施行規則、条例、京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則及び京都市旅館業法の施行に関する要綱に定める構造設備の基準のほか、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 客室の内部が過度に装飾されていないこと。
- (2) 客室の室内の天井及び壁面の仕上材には、鏡を用いていないものであること。
- (3) 形態及び意匠は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 屋根及び屋上には、過度の装飾又は突起物等を設けないこと。
 - イ 屋根は、ドーム、円錐形又は角錐形等としないこと。
 - ウ 外壁には、過度の凹凸、曲面又は傾斜を設けないこと。
 - エ 外壁の開口部は、三角形、円形又は楕円形としないこと。
 - オ 屋根、外壁等は、けばけばしい色彩を用いないこと。
 - カ 屋根、外壁等には、過度のネオン等の照明設備を設けないこと。
 - キ 広告物又は広告物を掲出する物件の形態、色彩及び意匠は醜い印象を与えないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、構造、設備、形態及び意匠が善良の風俗若しくは良好

な住環境を損ない、又は青少年の健全な育成若しくは旅館業の適正な運営の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

(計画の公開)

- 第4条** 建築主等は、次条の規定による市長の承認を申請する日の20日前から、建築基準法第6条第4項の規定による確認の通知があるまでの間、当該旅館業施設の敷地内の見やすい場所に、当該建築又は用途の変更の計画（以下「計画」という。）の概要を記載した標識（第1号様式）を設置しなければならない。ただし、条例第10条第1項で規定する小規模宿泊施設の外部に設ける玄関帳場のみを新たに設ける計画については、この条及び次条の規定は、適用しない。
- 2 建築主等は、前項の標識を設置したときは、速やかに市長に報告しなければならない。
 - 3 建築主等は、近隣住民その他の関係者に対し、当該旅館業施設の計画の概要について、説明を行うとともに、必要と認められるときは、説明会を開催する等の措置を講ずるものとする。
 - 4 標識の記載事項に変更を生じたときは、直ちに標識の記載を訂正しなければならない。

(計画の承認)

- 第5条** 建築主等は、旅館業施設に係る建築又は用途の変更について建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項（同法第87条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）を提出する前（当該建築又は用途の変更に関し、確認申請書の提出に先立ち、宅地造成等規制法、都市計画法その他の法令の規定により許可の申請等を行う場合にあっては、当該許可の申請等を行う前）に、当該計画が第3条に規定する基準に適合するものであることについて、市長の承認を受けなければならない。
- 2 前項の市長の承認を受けようとする者は、旅館業施設計画承認申請書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。
 - (1) 構造設備の概要
 - (2) 公開結果報告書（第3号様式）
 - (3) 標識を設置している状況を撮影した写真
 - (4) 付近見取図（縮尺2,500分の1）
 - (5) 配置図（縮尺100分の1又は200分の1）
 - (6) 各階平面図（縮尺100分の1又は200分の1）
 - (7) 客室の床面積、寝室面積及び窓面積並びにその算定根拠を表等により示す書類
 - (8) 玄関帳場等の詳細図
 - (9) 立面図（縮尺100分の1又は200分の1）
 - (10) 室内の仕上げを明示した書類
 - (11) 屋外に掲出する広告物（以下「屋外広告物」という。）を設置する場所の付近見取図
 - (12) 屋外広告物の意匠及び形態を明示した図面
 - (13) その他市長が必要と認める書類

(情報提供等)

- 第6条** 第5条に規定する計画の承認について、次に掲げる者に、必要に応じて、情報提供し、意見を求めることができるものとする。
- (1) 文化市民局長
 - (2) 産業観光局長
 - (3) 子ども若者はぐくみ局長
 - (4) 都市計画局長
 - (5) 建設局長

- (6) 市長が指名する区長
- (7) 消防局長
- (8) 教育長

(建築主等に対する勧告)

第7条 市長は、第5条の規定により市長の承認を受けようとする計画が第3条に規定する基準に適合していないと認めるときは、建築主等に対し、計画の中止又は変更の勧告を行うものとする。

(公表)

第8条 市長は、前条の勧告を行った場合において、建築主等がその勧告に従わないときは、建築主等の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びにその勧告の内容を公表することがある。

(補則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生推進室長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、決定があった日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱は、この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）以後に建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書が提出される計画について適用する。ただし、市長が適当と認めるものについては、この限りでない。

附 則

この要綱は、決定のあった日から実施し、平成2年4月1日から適用する。

(平成5年9月16日衛生局長決定)

附 則

この要綱は、決定のあった日から実施し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年5月24日から適用する。

附 則

この要綱は、決定のあった日から実施し、平成9年4月1日から適用する。

(平成9年4月1日環境保健局長決定)

附 則

この要綱は、決定のあった日から実施し、平成10年4月1日から適用する。

(平成10年4月1日保健局長決定)

附 則

この要綱は、決定のあった日から実施し、平成11年4月1日から適用する。
(平成11年4月1日保健福祉局長決定)

附 則

この要綱は、決定のあった日から実施し、平成25年5月27日から適用する。
(平成25年5月27日保健医療・介護担当局長決定)

附 則

この要綱は、決定のあった日から実施し、平成28年12月1日から適用する。
(平成28年11月21日保健医療・介護担当局長決定)

附 則

この要綱は、平成29年7月31日から適用する。
(平成29年7月31日健康長寿のまち・京都推進担当局長決定)

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年8月20日から実施する。
(令和元年8月20日健康長寿のまち・京都推進担当局長決定)
(経過措置)
- 2 改正前の京都市旅館業施設建築等指導要綱第3条で規定する地域以外の地域については、令和2年3月31日までの間、改正後の同要綱を適用せず、なお従前の例による。ただし、市長が特に必要と認める場合にあっては、この限りでない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。
(令和2年3月31日健康長寿のまち・京都推進担当局長決定)
(経過措置)
- 2 従前の様式による用紙については、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。